

第 10 章 屋外広告物[※]の表示 などに関する事項

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物※は、情報の伝達やにぎわいや活気の創出にあたって重要な役割を果たしているが、その一方で、無秩序な表示や掲出により良好な景観を阻害する要因となり得る。そのため、屋外広告物※の表示や屋外広告物※を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、以下の通り定める。

1) 基本的事項

- ・屋外広告物※に対する市民や事業者等の意識を高め、良好な景観を形成するため、屋外広告物※の規制誘導に関する法令・制度の周知に努める。
- ・屋外広告物※が法令に違反することなく適正に設置、管理されるよう必要な措置を講じる。
- ・本市の景観特性に合った規制の地域や基準等を検討したうえで、市独自の屋外広告物※条例を制定し、規制誘導を図る。

2) 屋外広告物※に関する行為の制限の方針

屋外広告物※の表示及び屋外広告物※を掲出する物件に関する基準は、以下の方針に基づき定める。

＜屋外広告物※に関する行為の制限の方針＞

- ・地域の景観特性を踏まえつつ、景観まちづくりの方針に沿って基準を設定する。
- ・行為の制限は、屋外広告物※を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等について基準を設定する。
- ・特に主要幹線道路の沿道景観や JR 東海道新幹線、JR 東海道本線の車窓からの景観を阻害しないものとするよう基準を設定する。
- ・景観まちづくり重点地区において、地域の景観特性に調和するよう基準を設定する。